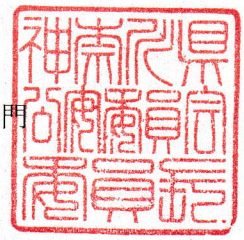
神奈川県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和８年10月23日

神奈川県公安委員会

委員長　　外郎　藤右衛門



１　合意した者

(1) 神奈川中央交通株式会社

(2) 神奈川県公安委員会

(3) 小田原市長

(4) 二宮町長

(5) 関東運輸局長

２　旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

別紙「バス停留所一覧表」のとおり

３　２に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

２に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
小田原市と運行委託契約を締結した運行事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条による一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行許可	小田原市におけるＡＩオンデマンドバス実証運行事業

４　２における３の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

停留所における停車又は駐車は、当該事業の運行時間内に限るものとする。

別紙

バス停留所一覧表

停留所の名称	所在地
国府津駅３番乗場	小田原市国府津４丁目２番１号
西前川（上り）	小田原市前川255番地２
西前川（下り）	小田原市前川287番地
前川（上り）	小田原市前川333番地１
前川（下り）	小田原市前川353番地
近戸神社（上り）	小田原市前川423番地
近戸神社（下り）	小田原市前川444番地２
小学校前（上り）	小田原市前川491番地２
小学校前（下り）	小田原市前川503番地１
町屋（上り）	小田原市前川629番地４
町屋（下り）	小田原市前川607番地
橘インター入口（上り）	小田原市前川651番地３
橘インター入口（下り）	小田原市羽根尾594番地
押切・塔台橋（上り）	中郡二宮町川勾27番地
押切・塔台橋（下り）	小田原市羽根尾７番地４